

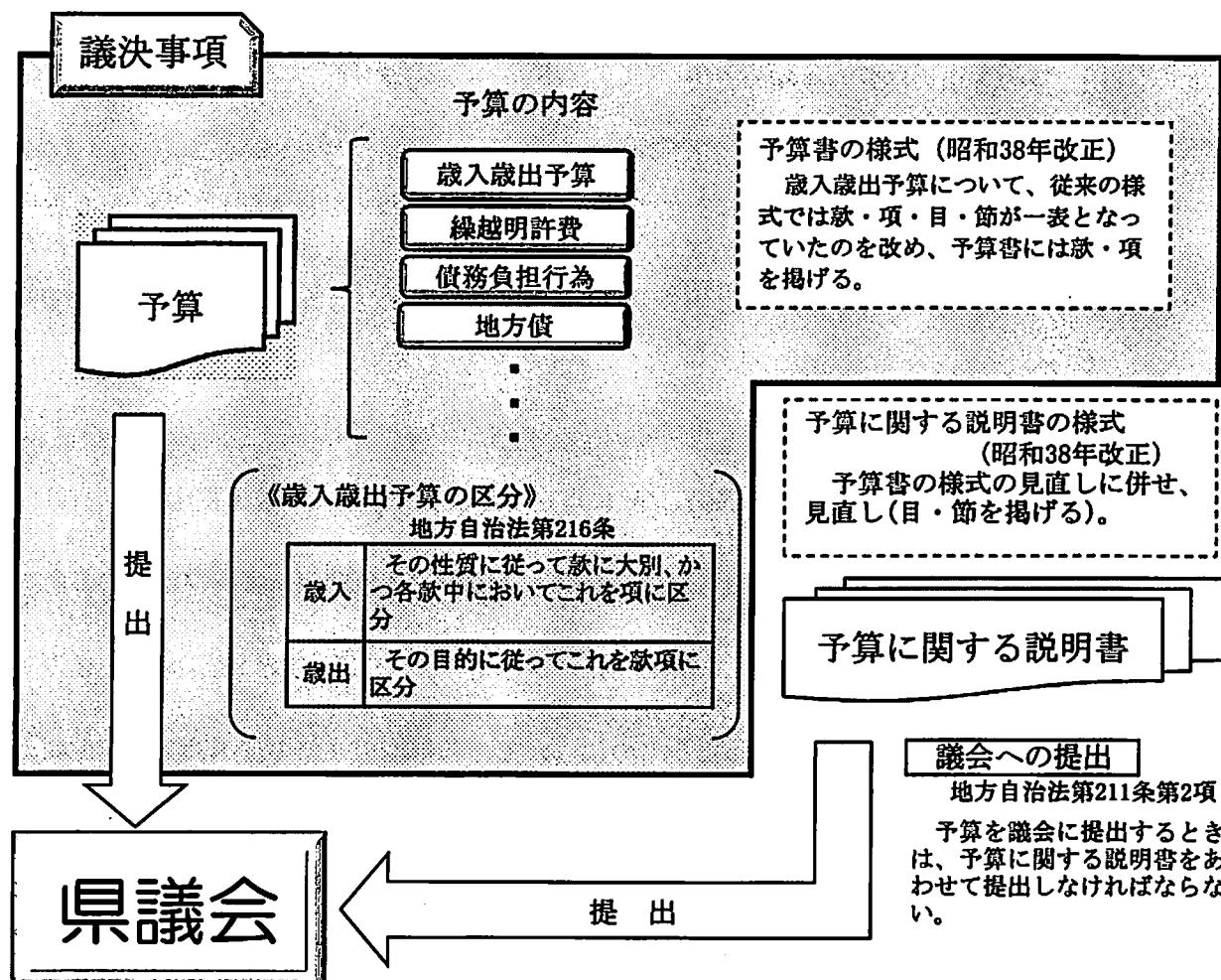
予算書および予算に関する説明書について

1. 地方自治法等の規定

地方自治法等の改正（昭和38年の改正概要）

- ①予算の内容について規定（地方自治法第215条）
- ②歳入歳出予算の区分について規定（地方自治法第216条）
- ③予算に関する説明書について改正（地方自治法施行令第144条）
 - ・基準となる様式について改正（地方自治法施行規則）

- ◆予算の内容の拡大、歳入歳出予算の議会の議決範囲の明確化
- ◆併せて、様式の見直し（予算書は款・項を掲げ、目・節は予算に関する説明書に掲げる）



2. 他団体における状況

- ①「予算書」と「予算に関する説明書」を別々の冊子で作成
- ②「予算書」と「予算に関する説明書」を一つの冊子で作成
- ③「予算書」に係る部分と「予算に関する説明書」に係る部分を一体的に作成

44都道府県（本県含む）
2府県
1県

地方自治法

(予算の調製及び議決)

第二百十一条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

(予算の内容)

第二百十五条 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。

- 一 歳入歳出予算
- 二 繼続費
- 三 繰越明許費
- 四 債務負担行為
- 五 地方債
- 六 一時借入金
- 七 歳出予算の各項の経費の金額の流用

(歳入歳出予算の区分)

第二百十六条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

地方自治法施行令

第一百四十四条 地方自治法第二百十一条第二項に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次のとおりとする。

- 一 歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び給与費の内訳を明らかにした給与費明細書
 - 二 繼続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書
 - 三 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
 - 四 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
 - 五 その他予算の内容を明らかにするため必要な書類
- 2 前項第一号から第四号までに規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

第一百四十七条 歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。

2 予算の調製の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。